

第 10 章 方法書に対する住民意見及び知事意見とその事業者見解

10-1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく、株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書に対する、住民からの知事又は事業者への意見書の提出はなかった。

10-2 知事意見及びこれに対する事業者の見解

大阪府環境影響評価条例第 10 条第 1 項の規定に基づく、株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価方法書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解は、表 10-1 に示すとおりである。

表 10-1 方法書に関する知事意見とこれに対する事業者の見解

知事意見	知事意見に対する事業者の見解
1. 騒音・振動及び低周波音 (1) 本事業は、深夜・早朝を含む 24 時間稼働とする計画であることから、施設の稼働に伴う騒音及び低周波音、事業関連車両の走行に伴う騒音及び振動について、生活環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全対策の実施内容についてさらに検討を加え、その結果を準備書に記載すること。 (2) 施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音について、事業計画地の西側に位置する住居についても現地調査及び予測を行うこと。 (3) 予測地点に選定されている中高層住宅については、騒音及び低周波音の予測を中高層階についても行うこと。 (4) 本事業計画は、既存の事業場から移設する設備があることから、施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音について、既存の事業場において測定を実施し、その結果を考慮して適切な予測を行うこと。	1. 騒音・振動及び低周波音 (1) 施設の稼働に伴う騒音及び低周波音、事業関連車両の走行に伴う騒音及び振動について、生活環境への影響を最小限にとどめるため、事業計画地の敷地境界における擁壁の設置や防音効果の高い敷地内壁材料への変更、また、深夜・早朝帯の事業関連車両の走行については、適切な運行管理を行い発生台数を極力抑えることにより、環境負荷の低減を図る旨を準備書に記載しました。 (2) 施設の稼働に伴う騒音、振動及び低周波音について、事業計画地の西側に位置する住居についても地点追加し、現地調査及び予測を行いました。 (3) 予測地点に選定されている中高層住宅について、高さ方向（中高層階）についても予測地点として追加いたしました。 (4) 既存の事業場（石切工場）から移設する設備において、測定可能な設備については騒音、振動及び低周波音での測定を実施し、準備書においては、測定状況を勘案しデータとして採用できるものは予測において使用いたしました。 また、既存の事業場の測定結果を用いて、周辺の住宅への影響を予測いたしました。
2. 土壌汚染 事業計画地は工場等が集積する地域に位置していることを踏まえ、土壌汚染についての調査を「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）」（環境省、平成 31 年 3 月）に基づき適切に実施し、その結果を準備書に記載すること。	2. 土壌汚染 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）」（令和 4 年 8 月）及び「大阪府生活環境保全条例に基づく土壌汚染の調査・対策の手引き」（令和 4 年 7 月改訂版）に準拠し、調査を行い、その結果を準備書に記載いたしました。